



厚生委員会 連載

弁護士が安心して働くための 社会保障



第4回 弁護士のキャリアとライフステージ

厚生委員会 委員 柿崎 弘行 (63期)

全4回の連載企画として、弁護士の社会保障について解説してきた。最終回は、弁護士としての人生の歩みに沿って、あらためて各種制度を整理、補足説明する機会としたい。

1 若手弁護士の場合

司法修習の後、多くは勤務弁護士としてキャリアをスタートする。若手にとって厚生年金に加入するメリットは大きいが、勤務先の状況によっては対象外となる場合もある*1。

厚生年金の対象外となる場合、「日本弁護士国民年金基金」は是非とも加入しておくべきである。加入口数は月払いで4口以上が望ましい*2。仮に27歳0か月で加入した場合、掛金は4口で月2万5000円前後*3、年間9万円の節税効果も期待できるため*4、実質負担額は月1万7500円前後となる。また「互助年金」は、厚生年金又は国民年金基金の上乗せとして月5000円から加入でき、変更も容易であるため、若手にとっては利用しやすい*5。

若いとは言っても、病気や事故と無縁とは限らない。激務によるメンタルヘルスの不調とか、運動不足解消のために始めた自転車通勤で転倒、骨折などというこ

とも起こり得る。死亡や後遺障害、あるいは入院等で働けなくなる可能性を考えれば、「団体定期保険」と「所得補償保険」にも加入しておくのが望ましい。もっとも、単身であれば大きな保障は必要なく、保険料は月1000円程度から始めても構わないだろう*6。

2 家族構成の変化による影響

弁護士の場合、若手のうちに結婚や育児を経験することも多く*7、そのような機会に生命保険等を見直すことは有効である。家族が増えれば、通常は団体定期保険の加入又は増額を検討することになるだろう。

出産手当金や育休手当金は、厚生年金の対象者のみが受け取れるものであり*8、民間の保険商品で代替することはできない。決して女性に限った話ではなく、男性も従来の育児休暇に加え、2022年から「産後パパ育休」の制度が開始したところである*9。厚生年金の対象拡大に伴い、男性弁護士の育休取得も増加傾向にあると思われる。これらの制度は、子育て世代にとって、厚生年金に加入する最大のメリットとも言えよう*10。

当会においては、産前産後期間及び育児従事期間における会費免除、会務活動義務の免除の制度があ

*1：法改正により厚生年金の適用対象は拡大したが、依然として対象外の事務所も多数存在する。詳細は連載第1回を参照。

https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_11/P22-23.pdf

*2：厚生年金との差を埋めるためには、夫婦それぞれ4口ずつ加入する方法がある。詳細は連載第2回を参照。

https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_12/P28-29.pdf

*3：国民年金基金連合会「掛金・年金額を調べる」。 <https://www.npfa.or.jp/check/>
全て終身年金A型の場合、掛金は男性で月2万3175円、女性で月2万6850円となる。

*4：同「加入のメリット」 <https://www.npfa.or.jp/system/profit.html>

*5：ただし、節税効果の点では、互助年金よりも国民年金基金を増額した方がメリットは大きい。

*6：団体定期保険及び所得補償保険について、詳細は連載第3回を参照。 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_0102/P36-37.pdf

*7：自由と正義2021年臨時増刊号「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2020」186頁及び187頁参照。弁護士全体の71.2%は現在結婚しており、40.5%は18歳以下（大学生を除く）の子どもがいる。

*8：健康保険からは「産前産後休業給付金」が支給され、雇用保険からは「育児休業給付金」が支給される。なお、「出産育児一時金」はこれと関係なく、東京都弁護士国民健康保険組合でも支給がある。

*9：2021年6月3日成立「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」において「出生時育児休業」が創設され、2022年10月1日より施行された。

*10：ただし、いずれも支給額に上限があり、ある程度の減収は免れないことに注意が必要である。

る。弁護士会館の女性会員室は授乳室として、また和室は子どもの待機場所として利用することも可能であり、研修等で保育サービスが提供される場合もある*11。

3 所属事務所の変更による影響

若手の間に事務所を移ることは珍しくない。任期付公務員や企業内弁護士を経験した上で独立することも考えられる。働き盛りは、生活習慣病のリスクが高まる時期でもある。家族の生活費や住宅ローンに加え、事務所の家賃や事務員の給料もあり得る。いわゆる「責任世代」として、厚生年金の対象でない場合はもちろん、対象者も、所得補償保険の加入又は増額を積極的に検討すべきである*12。

独立のタイミングで是非とも加入しておきたいのが、小規模企業共済である*13。掛金の全額が所得控除の対象となる点、他の制度と比較しても節税効果が大きい。

また、独立のタイミングでは、全国弁護士協同組合連合会の「弁護士賠償責任保険」も重要である。保険料の負担は、保険金額を2億円と設定した場合でも月3000円程度、さらにオプションとしてサイバー保険を上乗せしても月5000円程度である*14。

意外に盲点となるのが弁護士費用保険（権利保護保険）である*15。例えば自分が交通事故に遭った場合、本人訴訟が可能なので代理人は必要ないと考えるかも

しれないが、むしろ別の弁護士に手続きを任せ、自身は本来の業務に専念するのが合理的であろう。自動車保険や火災保険を契約する際は「弁護士特約」の有無を確認しておくといい。

4 人生100年時代を生きる弁護士として

弁護士としての仕事に定年退職はないが、その役割は年齢に応じて変わる。ベテランと呼ばれる頃、家庭では子どもが巣立つ時期を迎え、事務所でも第一線から退くなどして、肩の荷が下りることもあるだろう。

そのような状況の変化に合わせて、団体定期保険と所得補償保険については段階的に減額又は解約するのが合理的である。他方で老後の準備は総仕上げの時期である。国民年金基金は一定の条件下で65歳まで加入できるし、互助年金は84歳未満まで加入できる*16。小規模企業共済については年齢制限なく、何歳でも始められる*17。老後の準備として、決して遅すぎるということはない。

5 総括

以上のとおり、弁護士の社会保障については様々な制度があり、仕事の状況や年齢、家族構成に応じて、公的保障と民間の保険商品を柔軟に組み合わせ、その活用を図ることが肝要である。本稿が主体的な人生設計の一助となれば幸いである。

* 11：詳細は当会ウェブサイトの会員向けページ「出産や育児に関する支援制度」を参照。

<https://www.toben.or.jp/members/kenkou/shussan.html>

* 12：業務に起因する病気や事故は雇用保険による労災給付の対象となり、業務起因性がない場合は健康保険による傷病手当金の対象となるが、いずれも支給額に上限があるため、所得補償保険の併用は有益である。

* 13：小規模企業共済について、詳細は連載第2回を参照。 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_12/P28-29.pdf

* 14：全国弁護士協同組合連合会「弁護士賠償責任保険 サイバー保険 ロイヤーズマネーガード」2024年7月版。保険金額を1請求につき2億円とした場合の年間保険料は3万5450円、さらにサイバー保険を2億円とすれば年間2万5400円の加算となる。

* 15：詳細は日本弁護士連合会「弁護士費用保険（権利保護保険）について」を参照。 <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

* 16：国民年金基金及び互助年金について、詳細は連載第2回を参照。 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_12/P28-29.pdf

* 17：小規模企業共済「小規模企業共済のよくあるご質問」。 <https://kyosai-faq.smrj.go.jp/skyosai/>